

兵庫県公報

令和6年3月8日 金曜日 第496号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和7年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（高齢政策課）	1
○ 昭和48年告示第240号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	2
○ 平成18年告示第530号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 兵庫県防除実施基準等の変更（治山課）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（総合農政課）	4
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
正 誤	
○ 令和5年12月21日付け兵庫県公報第2号外中	6

告 示

兵庫県告示第168号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和7年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目
推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和7年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人及び県内の専修学校高等課程を令和7年3月卒業見込みの人のうち技能連携制度により高等学校卒業資格が付与される見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人	令和6年10月24日（木） 午前10時30分から	1 小論文 2 面接

一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和6年11月23日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和7年2月2日(日) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和7年3月15日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(神戸市内)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和6年4月26日(金)から令和7年3月6日(木)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和6年10月1日(火)から同月10日(木)まで
一般(第1回)	令和6年10月25日(金)から同年11月14日(木)まで
一般(第2回)	令和7年1月6日(月)から同月23日(木)まで
一般(第3回)	令和7年2月7日(金)から同年3月6日(木)まで

(3) 提出先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(神戸市内)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先(ただし、令和6年8月中旬まで。同月以降に移転予定)

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(神戸市中央区中山手通7丁目28番33号)

電話(078)361-4001

~~~~~

**兵庫県告示第169号**

昭和48年2月13日告示第240号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び東播磨県民局加古川農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

明石市に係る部分1の図面を改める。

~~~~~

兵庫県告示第170号

平成18年5月12日告示第530号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

洲本市に係る部分2を次のように改める。

2 既成市街地及び今後10年以内に市街化が確実に見込まれる区域（旧町界（旧五色町、旧一宮町）を起点とし、県道福良江井岩屋線、市道大浜八幡線、県道洲本五色線、県道福良江井岩屋線、県道都志倭文線、市道万年線、県道福良江井岩屋線、市道岡田線、市道善光寺線、大字鳥飼浦字モウゼン2176—1、居屋敷2175—1、モウゼン2174、市道西の脇北線、市道西の脇線、県道福良江井岩屋線、農道猪ノ木谷線、大字鳥飼浦字猪ノ木谷2585—10番地先から2587番地先を結ぶ山麓線、市道古池線、市道原所線、市道奥ノ内線、県道福良江井岩屋線、旧町界（旧五色町、旧西淡町）、海岸線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域）の土地（農地整備事業が該当する大字鳥飼浦の一部を除く。）であって、次の図面の水色に着色した部分に該当するものの区域

洲本市に係る部分5の記載を削除する。



兵庫県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

上部井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	増田 義明	加古川市西神吉町岸479番地の1



兵庫県告示第172号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により兵庫県防除実施基準を、同法第7条の5第1項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域をそれぞれ変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称

- (1) 兵庫県防除実施基準の変更
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

2 縦覧場所

兵庫県農林水産部治山課並びに次の各市役所及び町役場
神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、丹波市、南あわじ市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、美方郡香美町及び同郡新温泉町



兵庫県告示第173号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坊勢区域	まき網漁業	令和6年2月16日
育波浦区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上
仮屋区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
林崎区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業	同上
林崎区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上



兵庫県告示第174号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については令和6年3月11日から、2については令和6年3月18日から適用する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 西神中央支店	神戸市西区糀台	
	同 神戸学園都市支店	神戸市西区学園西町	

」

を

「

	同 西神中央支店	神戸市西区糀台	
--	----------	---------	--

」

に改める。

2 表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 住吉支店	神戸市東灘区住吉本町	
	同 御影支店	神戸市東灘区御影本町	

」

を

「

	同 住吉支店	神戸市東灘区住吉本町	
--	--------	------------	--

」

に改める。

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第

1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年3月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
神崎郡福崎町山崎字コモイケ185番	田	1,516

2 農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和6年3月25日	17年9か月7日 (権利の始期から令和23年12月31日まで)	2,665円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘
神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 高橋 美智子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局姫路支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局姫路支局において、補償金の還付を受けることができる。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

2 老人ホームの表赤穂市の項中

「

介護老人福祉施設 権の家	同 市浜市556—1
--------------	------------

」

を

「

介護老人福祉施設 権の家	同 市浜市949
--------------	----------

」

に改める。

正 誤

○令和5年12月21日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県人事委員会規則第7号（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
32	下から16	その者の属する	その者の任期の属する